

○ 美幌・津別広域事務組合消防職員服制規則

〔昭和 59 年 7 月 1 日〕
規 則 第 5 号

改正 平成 3 年 3 月 7 日規則第 11 号 平成 10 年 2 月 17 日規則第 1 号
平成 11 年 6 月 30 日規則第 9 号 平成 13 年 5 月 10 日規則第 2 号
平成 18 年 12 月 28 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 16 条第 2 項の規定に基づく美幌・津別広域事務組合消防職員の服制に関しては、この規則の定めるところによる。

(服制)

第 2 条 消防職員の服制は、消防吏員服制基準(昭和 42 年消防庁告示第 1 号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年規則 11 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 1 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年規則第 9 号)

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 10 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。

附 則 (平成 18 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 14 日から適用する。

〔美
津
二
十〕